

第6回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成24年11月16日(金) 14:00~17:00

場所 市役所本庁舎 4階第2会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

① 自治基本条例の見直しについての審議

- ・住民投票として現行法上制度化されているもの・・・・・・・・・・ 1
 - 1 直接請求の結果行われる住民投票
 - 2 地方自治特別法に関する住民投票
 - 3 合併協議会の設置についての住民投票
- ・地方公共団体が定める条例によるもの・・・・・・・・・・ 3
 - 1 条例による住民投票を実施するためには
 - 2 条例による住民投票の意義および実績
 - 3 条例による住民投票の性格
- ・住民投票条例について・・・・・・・・・・ 5
 - 1 常設型と個別型
- ・自治基本条例と住民投票条例・・・・・・・・・・ 6
 - 現在の本市における規定及び考え方
- ・自治基本条例と住民投票条例（他都市の状況）・・・・・・・・ 7
 - 1 住民投票条例制定済み市区町村として分類
 - 2 住民投票の発議権者による分類
- ・他都市の自治基本条例における「住民投票」の規定の考え方・・・・・・・・ 21

(2) その他

次回日程

平成24年12月 日()

時間 14:00~17:00

場所 鳥取市役所本庁舎 4階第 会議室

4 そ の 他

5 閉 会

第6回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H24.11.16（金）】

資料番号	資料のタイトル
	次第、平成24年度の活動計画について

平成24年度の活動計画について

年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
年間を通じて協議が見込まれる事項 ○自治基本条例の見直しについての審議		
1回	4月27日	○平成23年度「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書」提出 ○市長との懇談 ○今年度の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について ○新・参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）の委員の選出について
2回	6月下旬	○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査 ○先進的活動団体との勉強会について
3回	7～8月	○先進的活動団体との勉強会について （○視察研修について）
4回	9～10月	○市民活動表彰被表彰者の審査
5回	1月	○委員会意見書の策定についての検討
6回	3月	○今年度の活動の総括 ○任期中の総括 ○委員会意見書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討

住民投票について

■住民投票とは

市政運営上の重要事項について、直接、住民が投票を行い、それにより住民の意思を明確にするもの。この住民投票の手続を制度化したものが、「住民投票条例」である。

■住民投票として現行法上制度化されているもの

1 直接請求の結果行われる住民投票

① 議会の解散請求があつたとき（地方自治法第76条、78条）

選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議会の解散を求める請求があつた場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議会は解散する。

② 議員または長の解職請求があつたとき（地方自治法第80条、81条、83条）

選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議員または長の解職を求める請求があつた場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議員または長は失職する。

地方自治法（抜粋）

第76条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の**議会の解散の請求**をすることができる。

3 第一項の請求があつたとき、委員会は、これを**選挙人の投票に付さなければならない**。

第78条 普通地方公共団体の議会は、第七十六条第三項の規定による**解散の投票**において過半数の同意があつたときは、**解散するものとする**。

第80条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、～中略～ **議員の解職の請求**をすることができる。～後段略～

3 第一項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の**選挙人の投票に付さなければならない**。～後段略～

第81条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、～中略～ **当該普通地方公共**

団体の長の解職の請求をすることができる。

3 第一項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならない。～後段略～

第83条 普通地方公共団体の議会の議員又は長は、第八十条第三項又は第八十一条第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

2 地方自治特別法に関する住民投票（日本国憲法第95条）

ひとつの地方公共団体のみに適用される特別法は、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、制定することができない。

日本国憲法（抜粋）

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

例 ①広島平和記念都市建設法②長崎国際文化都市建設法
③別府国際観光温泉文化都市建設法など19例

3 合併協議会の設置についての住民投票（市町村の合併の特例等に関する法律第4条）

議会で否決された住民請求による合併協議会設置について、改めて合併請求市町村の長または6分の1以上の有権者は住民投票に付することを請求できる。

市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

第4条（合併協議会設置の請求）

合併協議会の設置協議について、有権者から合併協議会設置の請求があつた合併請求市町村の議会が否決し、他のすべての合併対象市町村が可決したときは、合併請求市町村の長または6分の1以上の有権者は合併協議会設置協議について住民投票に付すことを請求できる。

■地方公共団体が定める条例によるもの

1 条例による住民投票を実施するためには

住民投票を行うためには、「住民投票条例」の制定が必要となる。
条例制定は、

① 住民による請求があったとき（地方自治法第74条）

住民については、地方自治法第74条の規定に基づく直接請求により「住民投票条例」の制定を首長に対し求め、議会の議決を経て制定する。

地方自治法第74条第1項（抜粋）

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

② 首長または議員による提案があったとき（地方自治法第112条、149条）

地方自治法に則った条例制定の手続きに従い、首長または議員が提案し、議会の議決により「住民投票条例」を制定する。

地方自治法第112条

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

② 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

③ 第1項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

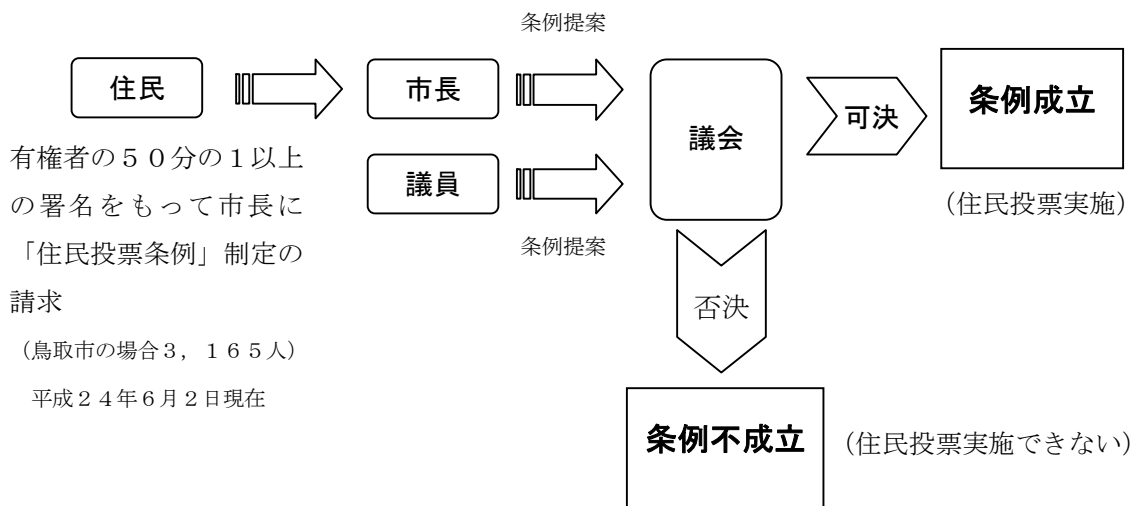
第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

（後略）

以上の方法により、住民投票条例の制定についての請求もしくは提案をした後、議会の議決を経ることにより可能となる。

【住民投票条例ができるまで】



2 条例による住民投票の意義および実績

条例で定める住民投票制度は、住民の利害に関連をもつ市政運営上の重要事項（例えば、環境破壊につながる大規模な開発、米軍基地誘致、原子力発電施設の誘致、核廃棄物の最終処分施設誘致など）について、直接、住民の意思を確認するために行われるもので、あくまでも議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握するための制度として、平成8年に新潟県巻町で最初の住民投票が実施されて以来、全国でも多くの自治体で住民投票が行われている。

【条例による主な住民投票例】

①原子力発電所関連 平成8年新潟県巻町 平成13年新潟県刈羽村、三重県海山町	③基地関連 平成8年沖縄県（米軍基地） 平成9年沖縄県名護市（米軍基地） 平成18年山口県岩国市（厚木基地からの空母艦載機移転受け入れ）	⑤市町村合併関連 平成13年埼玉県上尾市 平成14年滋賀県米原町 平成16年宮城県三本木町
②産業廃棄物処理施設関連 平成9年岐阜県御嵩町、宮崎県小林市 平成10年岡山県吉永町、宮城県白石市、千葉県海上町	④公共事業関連 平成12年徳島県徳島市（吉野川可動堰）	

【地方自治問題研究機構「インフォメーションサービスNo.51より】

3 条例による住民投票の性格

現行の地方自治制度においては、間接民主制を基礎として、住民の意思の反映については、住民の選挙を通じて選ばれた「長」や「議会」が中心的な役割を果たすことが基本とされている。このため、この住民投票は、より住民の民意を反映させるための、**現行の地方自治制度を補完するものでしかなく、その結果に法的な拘束力をもたせることはできないということが通説**である。このことから、市長等や議会は、**その結果を最大限に尊重しなければならないと定めているのが一般的**である。

■住民投票条例について

1 常設型と非常設型

常設型・・・あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議などを定めた条例が常設され、要件を満たしたとき、いつでも投票が実施できるもので、安定性・迅速性があると言われている。

《メリット》	《デメリット》
<ul style="list-style-type: none">・発議要件を満たしたとき、議会の議決を経ないで確実に実施できる。・短期間で実施できる。	<ul style="list-style-type: none">・制度の濫用招く恐れがある。・頻繁に実施した場合、大幅な経費負担を強いられる。

非常設型・・・住民意思の確認の必要性が生じたときに、首長や議員の提案または直接請求により、案件毎に、議会の議決を得て条例を制定し住民投票を実施するもので、案件に適した投票資格者を定めることができる半面、迅速性に欠けると言われている。

《メリット》	《デメリット》
<ul style="list-style-type: none">・個別案件毎に投票の必要性を議会で審議することから制度の濫用を防止できる・首長や議会の構成などにより可否を判断する根拠が一定とならない恐れがある。	<ul style="list-style-type: none">・実施までに時間を要する。・直接請求が成立しても、条例を議会で否決した場合は、住民投票が実施できない。

■自治基本条例と住民投票条例

現在の本市における規定及び考え方（鳥取市自治基本条例の解説P19より）

本市においては、以下の条文及び解説にもあるように、「市政の特に重要な事項」には様々な事案が想定されるため、その事案に最も適した投票者の範囲や成立要件などを盛り込んだ条例を、議会の審議を経て定め実施する、いわゆる「非常設型」の住民投票を規定している。

鳥取市自治基本条例

（住民投票）

第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

【解説】

この条では、間接民主制度を補完し、市民の意向を把握する住民投票について規定しています。

住民投票は、市民が主役の自治を充実させる制度として位置づけています。

第1項では、市は、市政の特に重要な事項について住民投票を実施することができるとしています。

この住民投票は、市民（地方自治法第74条に規定する選挙権を有する者）の請求、議会及び市長のそれぞれの発議により実施することができます。

また、「市政の特に重要な事項」には様々な事案が想定されるため、その事案に最も適した投票者の範囲や成立要件などを盛り込んだ「〇〇に関する市民投票条例」を、議会の審議を経て定め実施する、いわゆる「非常設型」の住民投票を規定しています。住民投票については、少数意見の取扱いに慎重を期することや、実施に当たっては多くの費用が必要とされるなど、様々な検討すべき点があります。

第2項では、第1項に規定する条例については、投票に付すべき事項、投票の手續など必要な事項を定めることとしています。

第3項では、市は住民投票の結果を尊重することとしています。住民投票の結果には法的な拘束力はありませんが、この制度が間接民主制度を補完するもの

であることを明確にするため、市はその結果を十分に考慮することとしています。

■自治基本条例と住民投票条例（他都市の状況）

自治基本条例を制定している253都市（平成24年9月現在、NPO法人公共政策研究所調べ）では、222都市（鳥取市協働推進課調べ）が住民投票に関する条文を盛り込んでいる。

また、住民投票を盛り込んだ**222都市のうち33都市が別に住民投票条例**を設けており、そのうち27都市が常設型の住民投票制度である。

全国的な状況としては、現時点で、**本市を含め189都市が非常設型の住民投票を選択**している。

以下に、今回調査を行った他都市の自治基本条例における住民投票の規定について、いくつかの視点から検証し、その一覧を例示する。

1 住民投票条例制定済み市区町村として分類

自治基本条例中の住民投票規定に基づき住民投票条例を制定済み

住民投票の種類	該当市区町村
常設型	鳩山町 羽咋市 富士見市 大和市 岸和田市 名張市 木曾町 多治見市 稚内市 遠軽町 豊中市 北栄町 四国中央市 美里町 日進市 野洲市 上越市 輪島市 宮古市 芦別市 日吉津村 小諸市 大口町 防府市 美幌町 西和賀町 山陽小野田市
非常設型	杉並区 川崎市 嘉麻市 高浜市 八潮市 士別市

※NPO法人公共政策研究所調べに基づき、鳥取市協働推進課により分類H24.10.31現在

以下に上記住民投票条例制定市区町村における『自治基本条例中の住民投票の規定例』を示す。

**他都市の自治基本条例中の住民投票の規定例
(住民投票条例制定済みの市区町村)**

住民投票の種類	条文
常設型	<p>豊中市自治基本条例 (市民投票)</p> <p>第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者(外国人を含む。第3項において同じ。)は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。</p> <p>3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。</p> <p>4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。</p>
	<p>輪島市自治基本条例 (住民投票)</p> <p>第25条 市長は、市政に関する重要事項について、市民の意思を市政に反映するため、次条第1項若しくは第2項の規定による請求があったとき又は第3項の規定による発議をしたときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 市民並びに議会及び市長等は、前項の規定により住民投票を実施したときは、その結果を最大限尊重しなければならない。</p> <p>(住民投票の請求等)</p> <p>第26条 市民のうち、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する者は、市政に関する重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 議会は、市政に関する重要事項について、議員の定数の6分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の3分の2以上の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p>

	<p>3 市長は、市政に関する重要事項について、自ら住民投票を發議することができる。</p> <p>4 住民投票の投票権を有する者は、市民のうち、公職選挙法第9条第2項に規定する者とする。</p> <p>5 住民投票の実施その他必要な事項は、別に条例で定める。</p>
<p style="text-align: center;">常設型</p>	<p>大口町まちづくり基本条例</p> <p>第6章 住民投票制度 (住民投票にかけることができる重要事項)</p> <p>第18条 住民投票にかけることができる町政運営上の重要事項(この後、「重要事項」といいます。)は、現在又は将来の住民主権の地方自治又は住民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものとし、ただし、次の事項は住民投票にかけることができる事項から除きます。</p> <p>(1) 町の執行機関の権限でない事項</p> <p>(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項</p> <p>(3) 特定の住民又は地域に係る事項</p> <p>(4) 議会や町の執行機関の組織、人事又は財務に関する事項</p> <p>(5) 第1号から第4号に定めるもののほか、住民投票にかけることが適当でないと認められる事項</p> <p>(住民投票の投票権がある者)</p> <p>第19条 住民投票の投票権がある者(この後、「投票資格者」といいます。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。この後、「公職選挙法」といいます。)第22条の選挙人名簿に登録されている者とし、ただし、選挙人名簿に登録されている者であっても、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条の規定により転出の届出をしたものは、投票資格者からは除きます。</p> <p>(住民からの請求による住民投票)</p> <p>第20条 投票資格者は、前条の投票資格者の総数の10分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、町長に対し、重要事項について住民投票を実施することを請求することができます。</p> <p>2 町長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>(住民投票の形式)</p> <p>第21条 前条第1項に規定する請求による住民投票に係る事</p>

常設型

項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求されたものでなければなりません。

(住民投票の実施)

第22条 町長は、第20条の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその旨を大口町公告式条例(昭和25年大口村条例第3号)第4条に基づき告示しなければなりません。

2 町長は、前項の規定による告示の日から数えて90日以内に投票日を定め、住民投票を実施するものとします。

(住民投票の成立要件等)

第23条 住民投票は、一つの住民投票を行った事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとします。この場合においては、開票作業その他の作業は行わないものとします。

2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとします。

(投票結果等の告示及び通知)

第24条 町長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、第20条第1項の代表者及び議会の議長にこれを通知しなければなりません。

(請求の制限期間)

第25条 この条例による住民投票が実施された場合(第23条第1項の規定により住民投票が成立しなかった場合を含みます。)には、その投票結果の告示の日から3年間は、同一の事項又はその事項と同じ趣旨の事項について、第20条第1項の規定による請求を行うことができません。

(投票結果の尊重)

第26条 住民、議会と町の執行機関は、住民投票の投票結果を尊重しなければなりません。

(投票及び開票)

第27条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票や開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)や公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)と大口町公職選挙管理規程(昭和42年選管規程第1号)の例によるものとします。

常設型

北栄町自治基本条例

(住民投票)

第15条 町長は、町政に係る重要事項について、住民の意思を町政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 町長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求等)

第16条 本町に住所を有する年齢満18歳以上の者（永住外国人を含む。）は、町政に係る重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から町長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 議会は、町政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、町長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 町長は、町政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 町長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 このほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

日吉津村自治基本条例

(住民投票)

第34条 村長は、村政に関する重要事項について、住民の意見を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

2 村は、住民投票の投票資格要件及び実施に関する手続き、その他必要事項について、別に条例で定めなければなりません。

3 村民、議会及び村長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

住民投票の種類	条文
非常設型	<p>杉並区自治基本条例 (住民投票)</p> <p>第26条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第27条 区に住所を有する年齢満18年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。</p> <p>2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。</p> <p>3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。</p> <p>4 第1項の規定による住民投票の請求の処置等については、地方自治法第74条第2項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。</p>
	<p>川崎市自治基本条例 (住民投票制度)</p> <p>第31条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。））、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。</p>

住民投票条例制定済みの市区町村にあっては、常設型である場合が大半ではあるが、すべてが常設型ではなく、上記の杉並区のように、最終的には議会の議決によることを規定している事例もある。

また、川崎市については、住民投票条例の中で、実施にあたって議会への協議・判断が求められている事例もある。

2 住民投票の発議権者による分類

住民投票規定と言っても統一された様式があるわけではなく、市区町村の条例であり、様々な条文となっている。以下では、常設型か非常設型かというのみではなく、条例の発議・提案者をどのように各市区町村が考えているのかということのポイントとして分類した。

先進都市の自治基本条例における「住民投票」の規定例

事例	自治体	条文
常設型	1 岸和田市	<p>(住民投票)</p> <p>第 20 条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち 18 歳以上の者が、その総数の 4 分の 1 以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち 18歳以上の者とする。</p> <p>3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p>
	2 豊中市	<p>第5章 市民投票</p> <p>(市民投票)</p> <p>第30条 市内に住所を有する満18 歳以上の者（外国人を含む。第3 項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6 分の1 以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。</p> <p>3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満 18 歳以上の者とする。</p> <p>4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。</p>
	市長	3 輪島市

	<p>や市議会議員にも発議を認める例</p>	<p>意思を市政に反映するため、次条第1項若しくは第2項の規定による請求があったとき又は第3項の規定による発議をしたときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 市民並びに議会及び市長等は、前項の規定により住民投票を実施したときは、その結果を最大限尊重しなければならない。</p> <p>(住民投票の請求等)</p> <p>第26条 市民のうち、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する者は、市政に関する重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 議会は、市政に関する重要事項について、議員の定数の6分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の3分の2以上の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>3 市長は、市政に関する重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。</p> <p>4 住民投票の投票権を有する者は、市民のうち、公職選挙法第9条第2項に規定する者とする。</p> <p>5 住民投票の実施その他必要な事項は、別に条例で定める。</p>
<p>非常設型</p>	<p>住民発議を認める例</p>	<p>4 三鷹市 (住民投票)</p> <p>第 35 条 市内に住所を有する年齢満 18 歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、第 1 項の請求を受理した日から 20 日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>4 前 3 項に掲げるもののほか、第 1 項による住民投票の</p>

非常設型	住民発議を認める例		請求の処置等に関しては、地方自治法第 74 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで並びに第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例による。
		5 静岡市	<p>第 7 章 住民投票 (住民投票の実施)</p> <p>第 25 条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く住民の総意を把握するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(住民投票の請求及び市議会への付議)</p> <p>第 26 条 本市に住所を有する年齢 20 歳以上の者(永住外国人を含む。)は、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して前条の住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、これに意見を付し、市議会に付議するものとする。</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項に規定する請求及び当該請求に対する処置等に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>
		6 伊賀市	<p>第 3 節 市民投票 (市民投票の原則)</p> <p>第 19 条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。</p> <p>2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人や未成年者の参加に十分配慮する。</p> <p>3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> <p>(市民投票の実施)</p> <p>第 20 条 市長は、有権者がその総数の50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の</p>

			<p>制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。</p> <p>2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、開票作業その他の作業は行わないものとする。</p>
非常設型	住民発議を認める例	7 米原市	<p>(市民投票)</p> <p>第 17 条 住民は、米原市における重要な課題について住民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができる。</p> <p>2 市は、市民投票に関する制度を整備するものとし、投票権の範囲、市民投票における情報の取扱い、投票方法および投票の成立要件等市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>3 市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。</p>
	住民発議を認める規定がない例	8 宝塚市	<p>(市民投票)</p> <p>第 17 条 市長は、広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。</p>
		9 足立区	<p>(住民投票)</p> <p>第 11 条 区長は、区の存立にかかわること並びに区民の生命、身体及び財産に著しい影響があることその他の区政の重要事項について、区民の意思を直接確認する必要があると認められるときは、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の場合において、住民投票の実施について必要な事項は、別に条例で定める。</p>
		10 埼玉県 久喜市	<p>(住民投票)</p> <p>第 23 条 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。</p> <p>3 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p>
		11 神奈川県 平塚市	<p>第7 章 住民投票制度 (住民投票制度)</p>

非常設型	住民発議を認める規定がない例		<p>第 26 条 市は、市政に関する重要事項について、住民の意思を直接問う必要があると認めるときは、当該重要事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票の制度を設けることができます。</p> <p>2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>3 市長は、住民投票の実施に当たっては、住民が当該重要事項について判断できるように、必要な情報の提供、時間の確保等に配慮します。</p>
		12 池田市	<p>(市民投票)</p> <p>第 20 条 市長は、市政に関わる重要事項について、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、市民投票を実施するものとする。</p> <p>2 市民投票の実施の判断は、市民の意向に十分に配慮したものでなければならない。</p> <p>3 執行機関等は、市民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 市民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度、条例で定める。</p>
		13 豊島区	<p>(住民投票)</p> <p>第 24 条 区は、区政に重大な影響を有する事項について、住民投票制度を設けることができる。</p> <p>2 区は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>
	市長や市議会	14 川崎市	<p>(住民投票制度)</p> <p>第31条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。)をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>【川崎市住民投票条例】</p> <p>(発議又は請求)</p> <p>第4条 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に</p>

<p style="text-align: center;">員 に も 発 議 を 認 め る 例</p>		<p>対し、その実施を請求することができる。</p> <p>2 議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。</p> <p>3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。</p> <p>(議会への協議)</p> <p>第11条 市長は、第4条第1項の規定による請求を受けたとき、又は同条第3項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに議会に協議を求めなければならない。</p> <p>(住民投票の実施)</p> <p>第12条 市長は、第4条第2項の規定による請求を受けたとき、又は前条に規定する協議を経たときは、住民投票を実施するものとする。ただし、当該協議の結果、議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときは、この限りでない。</p>
<p style="text-align: center;">非 常 設 型</p>	<p>15 杉並区</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第二十六条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第二十七条 区に住所を有する年齢満十八年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。</p> <p>2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。</p> <p>3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。</p>

<p>市長や市議会議員にも発議を認める例</p>		<p>4 第一項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第七十四条第二項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで及び第七十四条の三第一項から第三項までの規定の例によるものとする。</p>
	<p>16 中野区</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第 15 条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て制定された、事案ごとに住民投票を規定した条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の条例においては、投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 区長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない。</p> <p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第 16 条 区民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を区長に請求することができる。</p> <p>2 区議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の 12 分の 1 以上の区議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議案として区議会に提出することにより住民投票を発議することができる。</p> <p>3 区長は、自ら住民投票を発議することができる。</p>
	<p>17 多摩市</p>	<p>第 5 章 住民投票</p> <p>(住民投票)</p> <p>第 28 条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。</p> <p>(住民投票の発議・請求)</p> <p>第 29 条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提</p>

		<p>出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。</p> <p>3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p>
--	--	---

■他都市の自治基本条例における「住民投票」の規定の考え方

1 「常設型」の発議要件

<p>(1) 岸和田市 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。</p>	<p>地方自治法第76条（議会の解散請求）、第80条（議員の解職請求）、第81条（長の解職請求）では、原則として「その総数の3分の1以上」のもの連署で、選挙管理委員会にそれぞれ請求することができ、請求があれば住民投票をしなければなりません。法律の規定上、市民からの直接請求の要件で、これが最も高いハードルといえます。</p> <p>一方で、市町村の合併の特例等に関する法律第4条では、「その総数の50分の1以上」のもの連署で合併協議会の設置を請求することができますが、その請求を議会で否決され、しかも長が選挙管理委員会に住民投票を請求しなかった場合、今度は、「その総数の6分の1以上」のもの連署で住民投票を請求した場合、必ず住民投票をしなければならぬこととなります。これは、法律上、最も低いハードルとなっています。</p> <p>岸和田市が規定しようとする住民投票は、諮問型の住民投票であり、決定型、諮問型の違いはありませんが、上記の事例から軽重を判断しますと、解散したり、職を失うことになる「3分の1」の要件よりはハードルを低くすべきと考えます。ただし、協議を始める協議会の設置にとどまる「6分の1」の要件よりは、実質的に課題の是非か否かを問う住民投票については、それよりハードルを高くすべきと考えられ、これらのことから、軽重を判断すれば「その総数の4分の1以上」が妥当であると判断しました。</p>
<p>(2) 豊中市 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6</p>	<p>「市町村の合併の特例等に関する法律」では、住民が合併について話し合う協議会の設置を請求し議会がこれを否決した場合、有権者の6分の1以上の署名をもって、協議会設置の是非を問う住民投票を請求できるようになっています。</p> <p>このような事例や豊中市の有権者数（＝約30万人）などを勘案し、請求に必要な署名数を6分の1としました。</p>

<p>分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。</p>	
<p>(3) 輪島市 市民のうち、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する者は、市政に関する重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p>	<p>請求の権利を持つ者は、公職選挙法での定めに基づき、日本国民で年齢満20歳以上の者で、引き続き3か月以上輪島市内に住所を有するものとしています。 住民からの住民投票実施の請求に必要な署名の数は、「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号）第4条に定める合併協議会の設置請求に準じたほか、請求のハードルの高さや要件を満たした場合には、市長が必ず住民投票を実施することなどを考慮し、6分の1以上としています。</p>

2 「非常設型」の発議要件

<p>(1) 伊賀市 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。</p>	<p>条例制定の直接請求権は、地方自治法により行うことができますが、市民参加の重要な手法のため、当該条例でも50分の1以上の者の署名で請求できることを明記しました。</p>
---	--

3 発議資格者の年齢要件

<p>(1) 岸和田市（常設型） 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住</p>	<p>選挙権は、公職選挙法で年齢が満20歳以上の者に与えられていますが、ここでは、18歳以上の者にまで請求権、投票権を広げています。これは以下の理由によります。 将来の岸和田を担うことになる若者が、住民投票を通して社会参加をすることで、大人として</p>
--	---

民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。

の権利と責任を自覚していくと考えられます。また、18歳という年齢は、政治的な判断や経済的な自立も可能な年齢だと考えられます。

現実的には、普通自動車運転免許の取得であったり、また、深夜労働や、危険な業務、安全・衛生・福祉に有害な場所における業務等については、18歳になると可能となります。以上のように、18歳以上の者には、社会生活の中で成人としての取扱いを受けることになってきます。また、児童の権利に関する条約第1条において18歳未満の者を“児童”と定義づけています。すでに、18歳以上に選挙権を保障している国は世界173ヶ国中149ヶ国にのぼっており、18歳選挙権は世界の潮流になっています（平成16年12月当時）。

また、「定住外国人」という要件ですが、他市町の常設型住民投票条例では、「永住外国人」となっています。

「永住外国人」については、直接法律上の規定はありませんが、一般的に「「出入国管理及び難民認定法」別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者」と「「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者」を指します。

岸和田市では、「定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者」となっており、「定住外国人」ということばを使っています。岸和田市議会では、平成5年9月9日に全国に先駆けて「定住外国人に対する地方選挙への参政権など人権保障の確立に関する要望決議」を行っており、そこでは「定住外国人」を使用しています。この趣旨に鑑み、自治基本条例でも、「定住外国人」を用い、「永住外国人」よりも、さらに対象を広げようとしています。

住民投票は、「岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題」、つまり、岸和田市と岸和田市の住民全体に将来的に直接関わってくる問題について、岸和田市の住民にその意思を問うというものです。当然、現在岸和田市に住んでいて、しかも、将来的にも岸和田市の住民であり続けるであろう人たちにその意思を問いかけるものです。

	<p>また、自治基本条例では「市民が自ら考え、行動することで、常に安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会「市民自治都市」を目指す」と規定されています。</p> <p>これらのことを考えるとき、現在において、そして将来的にも岸和田市にかかわりのある定住外国人も、「住民」である限りまちづくりに加わる権利があると考えます。そのまちづくりをまさに制度的に保障する住民投票に、岸和田市の住民である定住外国人は投票できるようにすべきだと考えます。</p> <p>具体的に定住外国人の範囲をどこまで広げるのかについては、別途定める条例に規定します。</p>
<p>(2) 豊中市 (常設型) 市内に住所を有する満18歳以上の者(外国人を含む。第3項において同じ。)は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。</p>	<p>豊中市自治基本条例は、豊中市に住む人だけでなく、豊中市で働き、学ぶ人、あるいはNPO活動に従事する人や団体などを幅広く対象としています。市民投票は、市町村合併など市の存続や市政運営に非常に大きな影響を及ぼすと考えられる事項について、市民の意思を問うものであることから、投票や請求の資格は住民に限って認めることとしています。</p> <p>なお、市民投票に付す事項は、「将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」ですから、将来の世代にもできる限り投票資格を認めるべきであるとの考えにたたって、満18歳以上の住民が投票できることとしました。また、外国人も含めることとしています。</p>
<p>(3) 輪島市 (常設型) 市民のうち、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する者は、市政に関する重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p>	<p>請求の権利を持つ者は、公職選挙法での定めに基づき、日本国民で年齢満20歳以上の者で、引き続き3か月以上輪島市内に住所を有するものとしています。</p>

<p>(4) 静岡市 (非常設置) 本市に住所を有する年齢 20 歳以上の者(永住外国人を含む。)は、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して前条の住民投票の実施を請求することができる。</p>	<p>地方自治法第 12 条第 1 項の規定では、日本国民たる住民で選挙権がある人は、条例制定を請求できますが、日本国民ではない住民は条例制定請求権を有していないため、住民投票条例の制定を請求できません。 しかし、この条例では、市民の定義を広くとらえていて日本国民に限定しておらず、また、まちづくりに当たっては、人種などにかかわらずお互いが平等なことを認識しなければならぬ旨が規定されています。 さらに国際化時代を迎え、市内に多くの永住外国人が居住している状況を考慮し、年齢 20 歳以上の永住外国人についても住民投票の実施を請求することができよう規定したものです。 実施請求権者を年齢 20 歳以上とした理由は、第 26 条の規定は、住民に間接民主主義を補完するための発案権（イニシアチブ）を認めるという重要な規定なので、現行法令の考え方に準じて規定することが適当と考え、地方自治法第 74 条の直接請求（条例の制定又は改廃の請求とその処置）の規定に倣ったからです。</p>
<p>(5) 中野区 (非常設置) 区民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を区長に請求することができる。</p>	<p>請求・発議に当たっての要件は、地方自治法に規定されている条例制定の請求・発議に当たっての要件と同様にする考え方である。</p>
<p>(6) 伊賀市 (非常設置) 市長は、有権者がその総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施し</p>	<p>請求・発議に当たっての要件は、地方自治法に規定されている条例制定の請求・発議に当たっての要件と同様にする考え方である。</p>

なければならぬ。

なお、自治基本条例に住民投票の要件等を規定している豊中市、岸和田市などの数都市においては**自治法に規定する要件（年齢など）の緩和を行っているが、他は自治法の規定を確認しているに留まっている。**

参考資料：自治基本条例における「住民投票」の規定の考え方

非常設型住民投票規定市区町村

埼玉県三郷市（非常設型）

<p>(市民投票制度の設置)</p> <p>第47条 市長は、市民又は執行機関の発議に基づき、市政に関わる重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、市民投票を実施することができる。</p> <p>(市民投票に関する情報提供)</p> <p>第48条 市長は、市民投票の実施にあたり、市民が適切な判断ができるよう、あらかじめ十分な情報提供を行うものとする。</p> <p>(結果の尊重)</p> <p>第49条 議会及び執行機関は、市民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第50条 市民投票の実施に関し、必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>【解説】</p> <p>●市民投票制度の設置</p> <p>市民投票制度は、市民の意思を直接問う参加手法の一つとして、議会と市長による二元代表制を補完するものです。</p> <p>市民投票は、市民の意思確認のための最終手段として、また、最大の広聴制度として考えています。しかし、まちづくりに関する情報共有や参加の実践を積み重ねることで、市民投票に至る必要のないケースがほとんどです。そのため、市民投票制度を常設するのではなく、必要に応じて設置することができると規定しています。</p>
---	---

三重県伊賀市（非常設型）

<p>(市民投票の原則)</p> <p>第19条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。</p> <p>2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、外国人住民や未成年者の参加に十分配慮する。</p> <p>3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p> <p>(市民投票の実施)</p> <p>第20条 市長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。</p> <p>2 市民投票は、投票者の総数が当該市民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しない。この場合において、</p>	<p>【解説】</p> <p>市の重要な政策判断が必要な事項については、住民に対する最終意思確認の手段として、市民投票ができることを規定しています。事案により、投票資格者の範囲が異なる場合もあるため、案件ごとに個別条例により定めることとしています。条例で定めることは、市の重要な意思決定は、市長のほか市議会も市民の代表として、その役割を果たすべき存在であることから、市民投票をすべきかを市議会の判断に委ねたためです。</p> <p>市長が市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにした場合は、市民が投票結果の扱われ方を事前に承知したうえで投票に臨むことにより、投票結果をより有効なものとする必要があるためです。</p>
--	---

開票作業その他の作業は行わないものとする。	
-----------------------	--

東京都豊島区（非常設型）

<p>(住民投票)</p> <p>第24条 区は、区政に重大な影響を有する事項について、住民投票制度を設けることができる。</p> <p>2 区は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>新たな区民参加の仕組みの一つとして、住民投票制度の設置を規定します。</p> <p>区政に重大な影響を有する事項について、住民の意思を直接問い、区議会・区長の最終的な意思決定に反映させる住民投票制度は、間接民主制を補完するものとして、また、住民自治の拡充の観点からも有効な参加制度と言えます。</p> <p>しかし、住民投票を具体的に制度化するにあたっては、どのような事案が住民投票の対象となり得るのか、テーマの適格性をはじめ、発議・投票要件、実施に当たっての情報提供のあり方や実際の実施方法など、検討すべき課題が数多くあります。特に、発議・投票要件については、他の自治体の条例でも様々に規定されていますが（次ページ参照）、個々具体的な参加の権利を保障するものですから、豊島区としてその対象をどのように規定するかについて、さらに検討を深めていく必要があります。</p> <p>そこで、今後さらに議論を積み重ね、実施に関して必要な事項については別に条例で定めるとし、この条例では、制度の設置と投票結果に対する尊重義務の基本的な枠組みを規定するものとします。</p> <p>なお、法律に基づく住民投票は議会や長の意思決定を拘束しますが、条例に基づく住民投票については、議会・長以外に団体意思の決定権限を配分することは違法とするのが通説であり、住民投票の結果をもって議会や長の意思決定を法的に拘束するものではありません。</p> <p>したがって、ここで言う投票結果の尊重とは、意思決定にあたって、投票結果を慎重に受け止め、住民の意思をじゅうぶん尊重して判断することを言います。</p>
---	--

中野区（非常設型）

<p>(住民投票)</p> <p>第15条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て制定された、事実ごとに住民投票を規定した条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の条例においては、投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3 区長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない。</p>	<p>《考え方》</p> <p>○第14条で定めているとおり、さまざまな参加の手続により、区民の意思を反映して区政を運営しますが、事実によっては、区民の直接投票で意思を確認する手続が必要であると考えます。</p> <p>○地方自治法は、条例の制定の請求、議会の解散の請求、議員や長の解職の請求などの直接請求の権利を定めています。さまざまな個別案件についての住民投票の手続の規定はありません。この条例に住民投票の規定を設けることにより、中野区では、住民投票を区民の参加のしぐみの一つとして位置づけていることを明らかにしています。</p> <p>○住民投票を行う場合として想定されるのは、ことの賛否を明確に示すことのできる場合で区民生活に重大な影響を及ぼす事実について、区民全体の意思を把握することが必要な場合です。たとえば、区の合併や名称変更などです。</p> <p>○住民投票を実施するにあたっては、その事案の性質等に応じて、実施すべきかどうか、どのような方法により実施すべきかなどについて議論を尽くすべきであることから、事案ごとに条例を制定することとしています。事実ごとに制定される条例において、投票資格者や投票に付すべき事項、投票手続などを定めることとなります。</p>
<p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第16条 区民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を区長に請求することができる。</p>	<p>《考え方》</p> <p>○住民投票を規定した条例の制定の請求あるいは発議は、区民、区議会議員、区長のそれぞれができませんが、その請求・発議にあたっての要件は、地方自治法に規定されている条例制定の請求・発議にあたっての要件と同様です。</p>

<p>2 区議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の1/2分の1以上の区議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議案として区議会に提出することにより住民投票を発議することができる。</p> <p>3 区長は、自ら住民投票を発議することができる。</p>	
--	--

静岡市（非常設型）

<p>(住民投票の実施)</p> <p>第25条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く住民の総意を把握するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(解説)</p> <p>第25条は、市長は住民投票を実施できる旨を規定しています。</p> <p>第1項は、市長は、市政の特に重要な事項について、市議会の議決を経て住民投票の実施に関する条例を制定し、その条例に基づき住民投票が実施できる旨を定めています。</p> <p>住民投票になじむ事項としては、合併・分離、区域変更など市町村の基礎的条件に関する事項や、特定事業の実施に当たり住民に特別の負担を課する場合などが該当するといわれています。</p> <p>逆になじまない事項としては、地域ごとの住民の利害が明確に分かれる事項や、複数の自治体に影響が及ぶ事項などが該当するといわれています。</p> <p>いずれにせよ、事前に議論が十分に尽くされる必要があることが必要で、住民投票に至らなくても解決できるケースは多いものと考えます。</p> <p>したがって、本条文でも住民投票の実施の可否について総合的、多角的に検討することを前提として、「実施することができる」と規定してあります。</p>
--	--

<p>(住民投票の請求及び市議会への付議)</p> <p>第26条 本市に住所を有する年齢20歳以上の者(永住外国人を含む。)は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して前条の住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、これに意見を付し、市議会に付議するものとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、第1項に規定する請求及び当該請求に対する処置等に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>第2項は、対象事案ごとに、その都度住民投票実施条例を制定し、その条例で対象事案、投票期日、投票資格者、投票の成立要件、投票結果の扱いなどを定める旨を規定しています。</p> <p>(解説)</p> <p>第26条は、住民投票の実施請求の資格者と請求があった場合の市議会への付議について規定しています。</p> <p>第1項は、住民投票の実施請求ができる者の規定です。地方自治法第12条第1項の規定では、日本国民たる住民で選挙権がある人は、条例制定を請求できますが、日本国民ではない住民は条例制定請求権を有していないため、住民投票条例の制定を請求できません。</p> <p>しかし、この条例では、市民の定義を広くとらえていて日本国民に限定しておらず、また、まちづくりに当たっては、人種などにかかわらずお互いが平等なことを認識しなければならない旨が規定されています。</p> <p>さらに国際化時代を迎え、市内に多くの永住外国人が居住している状況を考慮し、年齢20歳以上の永住外国人についても住民投票の実施を請求することができるよう規定したものです。</p> <p>実施請求権者を年齢20歳以上とした理由は、第26条の規定は、住民に間接民主主義を補完するための発案権(イニシアチブ)を認めるという重要な規定なので、現行法令の考え方に準じて規定することが適当と考え、地方自治法第74条の直接請求(条例の制定又は改廃の請求とその処置)の規定に倣ったからです。50分の1以上の者の連署が必要としたのも同様の考え方によるものです。</p> <p>第2項は、住民投票の実施請求があった場合、市長は意見を付けて市議会に付議しなければなりません。市長の判断で実施するかしないかを決定するのではなく、最終的には、市民の代表者で構成する市議会の判断に委ねようとするものです。</p> <p>第3項は、住民投票の実施請求に関する具体的な手続やその後の処置の仕方などは、別に条例で定めることを規定しています。</p>
---	--

	<p>「別に条例で定める。」の条例は、今後制定予定の「市民参画基本条例」のことで、 「永住外国人」とは、次のいずれかに該当する方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する方 ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者の方
--	--

常設型住民投票規定市区町村

豊中市（常設型）

<p>（市民投票）</p> <p>第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならぬ。</p> <p>3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。</p> <p>4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊</p>	<p>【趣旨】</p> <p>市民投票について、市民投票の実施請求権とその成立要件、対象事項、投票権、投票結果の尊重義務を定め、いわゆる「常設型」の市民投票を定めるものです。</p> <p>豊中市自治基本条例において、市民、住民を表す言葉としては、基本的に「市民」を用いています。このため、住民投票ではなく、「市民投票」としたものです。</p> <p>【解説】</p> <p>〈第1項〉</p> <p>○「市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む）」豊中市自治基本条例は、豊中市に住む人だけでなく、豊中市で働き、学ぶ人、あるいはNPO活動に従事する人や団体などを幅広く対象としています（「前文」の解説を参照）が、市民投票は、市町村合併など市の存続や市政運営に非常に大きな影響を及ぼすと考えられる事項について、市民の意思を問うものであることから、投票や請求の資格は住民に限って認めることとしています。</p> <p>なお、市民投票に付す事項は、「将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」</p>
---	---

<p>重しなければならぬ。</p> <p>5 市民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>ですから、将来の世代にもできる限り投票資格を認めるべきであるとの考えにたって、満18歳以上の住民が投票できることとしました。また、外国人も含めることとしています。</p> <p>○「将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」</p> <p>これまでに全国で、市町村合併や原子力発電所、防衛施設の設定などをめぐって市民投票が実施されています。また、他市の市民投票条例では、市民投票に適しないと考えられる事項（市の権限に属さない事項、市の組織人事及び財務に関する事項など）を対象から除外しています。市民投票の案件は、地域社会の状況を踏まえて、個々に判断されるものであり、確定的にそれを表現することは困難です。発議に必要な署名数を収集することができたとすれば、ハードルの高さを考えると、その事案はすでに市民投票にふさわしい事項であるとも考えられます。これらを参考に、第5項により別に定める条例の中で、具体的に明らかにしていきます。</p> <p>○「その総数の6分の1以上の者の連署をもって」「市町村の合併の特例等に関する法律」では、住民が合併について話し合う協議会の設置を請求し議会がこれを否決した場合、有権者の6分の1以上の署名をもって、協議会設置の是非を問う住民投票を請求できることになっています。</p> <p>このような事例や豊中市の有権者数（≒約30万人）などを勘案し、請求に必要な署名数を6分の1としました。</p> <p>○議会の請求権</p> <p>議員は、地方自治法上、条例案についての発議権を付与されています。そして、議会は、議員の発議に基づき、出席議員の過半数の賛成で住民投票条例を制定することができます。このことから、議会の請求権については、あえてこれを設けないこととしたものです。</p> <p><第2項></p> <p>市民投票の請求があった場合に、投票を実施するか否かは議会に諮って決めるというやり方もありますが、ここでは、請求があれば必ず実施するという考え方に立っています。このような</p>
---	--

	<p>市民投票を「常設型」の市民投票といたします。</p> <p><第3項> 市民投票の投票権を有する者は、市民投票を請求できる者と一致させています。</p> <p><第4項> 市民投票の結果に法的な強制力を持たせることは市長や議会の権限を侵すものとして法令に抵触する疑いがありますので、投票結果に対して、市長や議会は尊重義務を負う旨規定することとしました。</p> <p>その結果、議会や市長が下した判断の是非については、豊中市自治基本条例の中ではなく、政治のプロセスのなかで評価されるべきであると考えています。</p> <p><第5項> 投票資格者の具体的な範囲や、市民投票に付すべき事項など、市民投票を実施するために必要な事項は、別に条例で定めることを述べています。</p>
--	--

輪島市（常設型）

<p>(住民投票)</p> <p>第25条 市長は、市政に関する重要事項について、市民の意思を市政に反映するため、次条第1項若しくは第2項の規定による請求があったとき又は第3項の規定による発議をしたときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 市民並びに議会及び市長等は、前項の規定により住民投票を実施したときは、その結</p>	<p>第1項関係</p> <p>住民投票は、直接、市民の意思を確認するために行われるものですが、あくまでも地方自治法が基本とする間接民主制を補完するために行われるものです。</p> <p>その実施については、原子力発電所、産業廃棄物処理施設、基地の建設の問題など、市を二分するような重要な問題が発生した場合で、かつ、その問題について、住民投票が必要と認める次のいずれかの場合</p> <p>① 次条第1項の規定による住民からの請求があったとき。 ② 次条第2項の規定による議会からの請求があったとき。 ③ 次条第3項の規定による市長が発議をしたとき。</p>
--	---

<p>果を最大限尊重しなければならない。</p>	<p>には、市長は、住民投票を実施しなければならないことを定めています。住民投票制度を条例化するには、次の2つの方法があります。</p> <p>① 特定の問題に限り、その都度、条例で定める「個別に住民投票条例を制定する方法（個別設置型）」</p> <p>② 特定の問題に限ることなく住民投票を実施する場合の要件・手続等についてあらかじめ条例で定めておく「一般的な住民投票条例による方法（常設型）」</p> <p>この条では、②の「常設型」を定めています。</p> <p>第2項関係</p> <p>現行の地方自治制度においては、間接民主制を基礎として、住民の意思の反映については、住民の選挙を通じて選ばれた「議会」や「長」が中心的な役割を果たすことが基本とされています。このため、この住民投票は、より住民の民意を反映させるための、現行の地方自治制度を補完するものでしかなく、その結果に法的な拘束力を持たせることはできません。このことから、市民並びに議会及び市長等は、その結果を最大限に尊重しなければならないと定めています。</p> <p>また、住民投票は、市民の市政への参加の最も端的な方法といえますが、市民参加を促進するための手段は、これに限られるものではなく、情報公開の促進、パブリックコメント制度の整備、審議会等の附属機関や市政懇談会の活用、議会の活性化など、これ以前に取り組みべきものがあります。一般的には、これらが基本となりますので、住民投票はあくまでも最終的な手段として活用すべきものです。</p>
<p>(住民投票の実施の請求等)</p> <p>第26条 市民のうち、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する者は、市政に関する重要事項について、そ</p>	<p>第1項関係</p> <p>請求の権利を持つ者は、公職選挙法での定めに基づき、日本国民で年齢満20歳以上の者で、引き続き3か月以上輪島市内に住所を有するものとしています。</p> <p>住民からの住民投票実施の請求に必要な署名の数は、「市町村の合併の特例等に関する法律」</p>

<p>の総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 議会は、市政に関する重要事項について、議員の定数の6分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の3分の2以上の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>3 市長は、市政に関する重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。</p> <p>4 住民投票の投票権を有する者は、市民のうち、公職選挙法第9条第2項に規定する者とする。</p> <p>5 住民投票の実施その他必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>(平成16年法律第59号) 第4条に定める合併協議会の設置請求に準じたほか、請求のハードルの高さや要件を満たした場合には、市長が必ず住民投票を実施することなどを考慮し、6分の1以上としています。</p> <p>第2項関係 議会については、住民による投票の実施の請求と同様に、請求のハードルなどを考慮し、議員定数の6分の1以上の者の賛成を経て地方自治法における特別多数議決に準じて出席議員の3分の2以上の賛成での議決を必要としています。</p> <p>第3項関係 市長については、自らの判断で発議し、住民投票を実施できることにしています。</p> <p>第4項関係 住民投票の投票権を有する者も、第1項に定める請求の権利を持つ者と同様としています。</p> <p>第5項関係 このほか、投票方法など住民投票の実施に関し必要な事項については、常設型の条例として、別に条例で定めることにしています。</p>
---	---

※各市区町村ホームページより自治基本条例の逐条解説等より抜粋（順不同）

豊中市等については、別にも載せているが、あらためて条文の考え方をまとめて載せている。